

県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 B（男）
- 2 年 齢 30歳代
- 3 所 属 北九州地区の県立高等学校
- 4 職 名 講師
- 5 処分時期 令和5年12月22日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和5年7月から令和5年10月までの間、自校の生徒に対してわいせつな行為を行った。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。